

【介護予防訪問リハビリテーション】

サービス利用料（要支援）

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合、その利用料は原則として厚生労働省が定めた額（所定単位数×1ヶ月の利用回数×10.17円）とし、利用者の負担額は「負担割合証」に基づきその1割～3割（所得により負担割合が違います）となります。

《サービス単位数》

（1単位＝10.17円）

利用料金	1日（40分）につき614単位
基本単位数（20分につき307単位）（★）（◇）	20分につき307単位
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	△50単位/回 （所定単位数より減算）
サービス提供体制強化加算（I）（§）	20分につき6単位 加算
※1回の訪問リハビリは40分を超えると20分毎に307単位加算されます。 ※1週間に利用できる回数は20分を1回として6回（120分）までです。	
事業所評価加算 ※算定条件が整い指定を受けた年度に算定します。	120単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算 （要支援認定日又は退院・退所日から3ヶ月以内）	1日につき200単位加算

- （★）1週につき6回を限度とする。但し、退院・退所直後から3月以内は、1週につき12回まで算定可能とする。
- （◇）新型コロナウイルス感染症に対応する特例的評価として、令和3年9月30日までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。
- ▼ 介護予防訪問リハビリテーション利用開始月から12月を越えた期間に、介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき5単位が、上記基本報酬から減算されます。
- （§）区分支給限度基準額には参入されません。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスの交通費については、通常の事業の実施地域を越える地点から自宅までの往復の距離に対し、次の交通費実費をいただきます。

1kmにつき：30円（自動車利用の場合）

交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ます。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。